

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加須市は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

加須市長

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>市町村は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請・負担割合証の交付等・保険料賦課、特別徴収額及び普通徴収額の通知・保険料の減免、徴収猶予等の申請・保険料滞納者に係る支払い方法の変更・要支援認定、要介護認定等の申請・居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼・介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更申請・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請・特定入所者の負担限度額の認定申請・地域支援事業の実施 <p>番号利用法別表に基づき、当市は介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>※事務に係る申請書等について、窓口での受領以外にサービス検索・電子申請機能での受領(一部)を含む</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 介護保険システム2. 団体内統合宛名システム3. 中間サーバー4. サービス検索・電子申請機能5. 収納消込システム6. 滞納整理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)被保険者情報ファイル (2)世帯員情報ファイル (3)個人番号異動連絡票及び個人番号訂正連絡票	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第9条第1項 別表の100の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: center;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(新情報連携主務省令)第2条の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」などが含まれる項(第2条の表(2、3、11、15、42、56、65、69、80、83、87、125、128、132、144、161の項)) <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(新情報連携主務省令) <ul style="list-style-type: none"> 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「介護保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項(第2条の表(131の項)) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(第2条の表(132の項)) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	加須市役所 福祉部 高齢介護課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	加須市役所 福祉部 高齢介護課 住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 電話：0480-62-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、介護保険事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	介護保険システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	市町村は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ・保険料賦課、特別徴収額の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ・要支援認定、要介護更新認定等の申請 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請	市町村は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ・負担割合証の交付等 ・保険料賦課、特別徴収額の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ・要支援認定、要介護更新認定等の申請 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ・特定入所者の負担限度額の認定申請	事後	記載内容の見直し
平成28年6月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	住所： 埼玉県加須市下三俣290番地	住所： 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	住所： 埼玉県加須市下三俣290番地	住所： 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1	事後	住所の変更
平成28年6月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成28年6月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢者福祉課 大熊 和夫	高齢者福祉課長 松永 勝也	事後	所属長の変更
平成29年7月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117の項) 並びに番号法別表第二主務省令第1条1項、2条1項、3条1項、4条1項、6条1項、19条1項、25条1項、30条1項、32条1項、33条1項、43条1項、44条1項、47条1項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項) 並びに番号法別表第二主務省令第1条1項、2条1項、3条1項、4条1項、6条1項、7条1項、10条1項、19条1項、22条2項、24条2項、25条1項、30条1項、31条2項、32条1項、33条1項、43条1項、44条1項、47条1項、55条1項	事後	法改正による修正
平成30年6月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	高齢者福祉課 松永 勝也	高齢者福祉課長	事後	記載項目の変更
平成30年6月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	市町村は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ・負担割合証の交付等 ・保険料賦課、特別徴収額及び普通徴収額の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ・要支援認定、要介護更新認定等の申請 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ・特定入所者の負担限度額の認定申請	市町村は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ・負担割合証の交付等 ・保険料賦課、特別徴収額及び普通徴収額の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ・要支援認定、要介護更新認定等の申請 ・居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ・特定入所者の負担限度額の認定申請 ※事務に係る申請書等について、窓口での受領以外にサービス検索・電子申請機能での受領(一部)を含む	事後	記載内容の見直し
令和1年6月28日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	—	4. サービス検索・電子申請機能	事前	システム(機能)の追加
令和1年6月28日	II しいき判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	II しいき判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	令和1年5月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	「IVリスク対策」を追加	—	新設されたリスク対策の実施状況の記載	事後	リスク対策に係る評価項目の新設
令和1年12月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	—	事務にかかる申請書等について、窓口での受領以外にサービス検索・電子申請機能での受領を含む	事後	事務手続きの追加
令和1年12月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	市町村は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ・負担割合証の交付等 ・保険料賦課、特別徴収額及び普通徴収額の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ・要支援認定、要介護更新認定等の申請 ・居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ・特定入所者の負担限度額の認定申請 ※事務に係る申請書等について、窓口での受領以外にサービス検索・電子申請機能での受領(一部)を含む	市町村は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ・負担割合証の交付等 ・保険料賦課、特別徴収額及び普通徴収額の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ・要支援認定、要介護認定等の申請 ・居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ・特定入所者の負担限度額の認定申請 ・地域支援事業の実施 ※事務に係る申請書等について、窓口での受領以外にサービス検索・電子申請機能での受領(一部)を含む	事後	記載項目の変更
令和1年12月24日	II しいき判断項目 1. 対象人数	令和元年5月1日	令和元年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更
令和1年12月24日	II しいき判断項目 2. 取扱者数	令和元年5月1日	令和元年10月1日時点	事後	保護評価の再実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	市町村は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ・負担割合証の交付等 ・保険料賦課、特別徴収額及び普通徴収額の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ・要支援認定、要介護認定等の申請 ・居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療療養費介護サービス費等の支給申請 ・特定入所者の負担限度額の認定申請 ・地域支援事業の実施 ※事務に係る申請書等について、窓口での受領以外にサービス検索・電子申請機能での受領(一部)を含む	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、108、109、117、120の項) 並びに番号法別表第二主務省令第2条第1項、第3条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第10条第1項、第19条第1項、第22条の2第1項、第24条の2第1項、第25条第1項、第25条の2第1項、第30条第1項、第31条の2第1項、第32条第1項、第33条第1項、第43条第1項、第43条の2第1項、第44条第1項、第46条第1項、第47条第1項、第49条第1項、第55条第1項、第55条の2第1項、第59条の3第1項 【別表第二における情報照会】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(94の項) 並びに番号法別表第一主務省令第68条、番号法別表第二主務省令第46条第1項、第47条第1項	事後	記載内容の見直し
令和2年12月23日	II しい判断項目 1. 対象人数	令和元年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和2年12月23日	II しい判断項目 2. 取扱者数	令和元年10月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 収納消込システム 6. 滞納整理システム	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)資格・認定ファイル (2)給付ファイル (3)賦課ファイル (4)取滞納ファイル	(1)被保険者情報ファイル (2)世帯員情報ファイル (3)個人番号異動連絡票及び個人番号訂正連絡票	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和3年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う変更
令和3年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95、108、109、117、120の項) 並びに番号法別表第二主務省令第2条第1項、第3条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第10条第1項、第19条第1項、第22条の2第1項、第24条の2第1項、第25条の2第1項、第30条第1項、第31条第1項、第31条の2第1項、第32条第1項、第33条第1項、第43条第1項、第43条の2第1項、第44条第1項、第46条第1項、第47条第1項、第49条第1項、第55条第1項、第55条の2第1項、第59条の3第1項	【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」などが含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項) 並びに番号法別表第二主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条、第59条の2の3	事後	法令の改正
令和3年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 高齢者福祉課	福祉部 高齢介護課	事後	組織改正
令和3年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	高齢者福祉課長	高齢介護課長	事後	組織改正
令和3年8月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	加須市役所 福祉部 高齢者福祉課	加須市役所 福祉部 高齢介護課	事後	組織改正
令和3年8月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	加須市役所 福祉部 高齢者福祉課	加須市役所 福祉部 高齢介護課	事後	組織改正
令和3年8月1日	II しい判断項目 1. 対象人数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	保護評価の再実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月1日	IIしきい判断項目 2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和3年6月1日時点	事前	保護評価の再実施に伴う変更
令和4年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」などが含まれる項 (1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項) 並びに番号法別表第二主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条、第59条の2の3	【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」などが含まれる項 (1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項) 並びに番号法別表第二主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第44条の4、第47条、第55条、第59条の2の3	事後	法令の改正
令和4年8月1日	IIしきい判断項目 1. 対象人数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	時点修正
令和4年8月1日	IIしきい判断項目 2. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	時点修正
令和5年1月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) 第9条 を追加	事前	公金受取口座の利用開始に伴う修正
令和5年1月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	並びに番号法別表第一主務省令第68条、別表第二主務省令第46条第1項、第47条第1項	並びに番号法別表第一主務省令第50条、別表第二主務省令第46条第1項、第47条第1項	事後	記載内容の見直し
令和6年1月5日	IIしきい判断項目 1. 対象人数	令和4年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	時点修正
令和6年1月5日	IIしきい判断項目 2. 取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の68の項、並びに主務省令第50条第一項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第9条第1項 別表の100の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	根拠法令の変更
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」などが含まれる項 (1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項) 並びに番号法別表第二主務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第44条の4、第47条、第55条、第59条の2の3 【別表第二における情報照会の根拠】 ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(94の項) 並びに番号法別表第一主務省令第50条、別表第二主務省令第46条第1項、第47条第1項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(新情報連携主務省令)第2条の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」などが含まれる項(第2条の表(2、3、11、15、42、56、65、69、80、83、87、125、128、132、144、161の項)) 【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(新情報連携主務省令) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「介護保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項(第2条の表(131の項)) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(第2条の表(132の項)) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	根拠法令の変更
令和7年11月25日	IIしきい判断項目 1. 対象人数	令和5年12月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年11月25日	IIしきい判断項目 2. 取扱者数	令和5年12月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	標準化対応に伴う評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月25日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		<p>十分である</p> <p>【判断の根拠】 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、介護保険事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 を追加</p>	事前	標準化対応に伴う評価の再実施
令和7年11月25日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		<p>2)目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>十分である</p> <p>【判断の根拠】 介護保険システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 を追加</p>	事前	標準化対応に伴う評価の再実施